

定 款

瀧上工業株式会社

瀧上工業株式会社定款

昭和37年 1 月 30日 改定
昭和50年 1 月 29日 改定
昭和55年 2 月 26日 改定
昭和57年 2 月 25日 改定
昭和62年 2 月 27日 改定
昭和63年 2 月 26日 改定
平成 3 年 6 月 27日 改定
平成 6 年 6 月 29日 改定
平成13年 6 月 28日 改定
平成14年 6 月 27日 改定
平成15年 6 月 27日 改定
平成16年 6 月 29日 改定
平成18年 6 月 29日 改定
平成21年 6 月 26日 改定
平成22年 1 月 6 日 改定
平成22年 6 月 29日 改定
平成23年 6 月 29日 改定
平成24年 4 月 1 日 改定
平成25年 6 月 27日 改定
平成27年 6 月 26日 改定
平成29年 6 月 29日 改定
平成30年 6 月 28日 改定
令和 4 年 6 月 29日 改定
令和 7 年 6 月 27日 改定

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は瀧上工業株式会社と称する。

2 前項の商号は英文では The Takigami Steel Construction Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 橋梁、鉄骨、鉄塔の設計製作
2. 水門扉、水圧鉄管、鉄構物の設計製作
3. 建築用、軌条用部品の製作
4. 前各号の構造物の設計施工ならびに一般土木建築工事の施工
5. 不動産の売買、賃貸ならびに管理、運営
6. 労働者の派遣
7. 発電および電気の供給に関する事業
8. 仮設橋梁および仮設用機材の設計、製作、販売、賃貸ならびに施工
9. 土木・建築用の材料の販売および施工ならびに輸出入
10. 橋梁および各種の構造物・建築物の塗装工事
11. その他前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を愛知県半田市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7,175,100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会招集地)

第13条 当社の株主総会は、当社本店所在地、または名古屋市にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

第19条 当会社が取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内を置く。

2 当会社で監査等委員である取締役4名以内を置く。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の構成および招集)

第22条 取締役会は取締役をもって構成し、取締役社長がこれを招集する。

2 取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 取締役会の招集通知は各取締役に対し会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第23条 取締役会の議長は取締役社長がこれに当る。

2 取締役社長に事故があるときは前条第2項の規定を準用する。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は法令または本定款に定める事項のほか当社の重要な業務の執行を決定する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 前条の規定にかかわらず、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の規定により取締役会の決議を省略することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役が記名押印する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

第29条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議により取締役社長1名を置き、なお取締役副社長、専務取締役並びに常務取締役若干名を置くことができる。

(取締役会長)

第30条 取締役会の決議により、取締役会長1名を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(顧問、相談役)

第33条 必要のある場合は取締役会の決議により顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問および相談役は取締役会に出席して意見を述べることができる。

(執行役員)

第34条 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。

- 2 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第35条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の構成および招集)

第36条 監査等委員会は監査等委員である取締役をもって構成する。

- 2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
- 3 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第37条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第38条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査等委員が記名押印する。

(常勤の監査等委員および常任監査等委員)

- 第39条** 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
- 2 監査等委員会は、その決議によって常任監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第40条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

- 第41条** 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 決算は毎事業年度末に行う。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受取られないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払いの配当金には、利息をつけない。